上田市人権施策基本方針 (第一次改訂)

上田市平成25年3月

もくじ

第1章 基本的事項

- 1 基本方針策定の趣旨
- 2 基本方針の位置づけ
- 3 人権をめぐる状況

第2章 基本理念

第3章 人権施策の方向性

- 1 人権尊重の視点に立った行政の推進
- 2 人権意識高揚のための施策
 - (1) 人権教育・啓発の推進
 - (2) さまざまな場における人権教育の推進
- 3 人権擁護と救済のための施策

第4章 分野別施策の方向性

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害者
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 犯罪被害者等
- 8 インターネットによる人権侵害
- 9 その他の人権問題

第5章 推進体制

- 1 行政における推進体制
- 2 上田市人権尊重のまちづくり審議会
- 3 市民、団体、関係機関との連携
- 4 評価と見直し

資料

- 1 用語解説
- 2 世界人権宣言
- 3 日本国憲法(抜粋)
- 4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 5 上田人権尊重のまちづくり条例
- 6 上田市人権施策基本方針策定の経過
- 7 上田市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿
- 8 上田市男女共同参画庁内推進委員名簿

第1章 基本的事項

- 1 基本方針<mark>策定</mark>の趣旨
- 2 基本方針の位置づけ
- 3 人権をめぐる状況

第1章 基本的事項

1 基本方針策定の趣旨

上田市では、平成18年(2006年)3月6日の合併に伴い、新市として人権施策の統一を図るため、平成20年(2008年)に「上田市人権施策基本方針」を策定し、これに基づき平成24年度(2012年度)までの5か年の基本計画に沿って分野ごとにさまざまな人権施策を総合的に展開してきました。

また、市教育委員会は、平成21年(2009年)3月に「上田市人権同和教育の基本方針」を策定し、これに基づき学校、家庭、地域、企業・職場などにおける人権同和教育と啓発を進めてきました。

こうした取組みや市民の努力によって、偏見や差別意識は解消に向かってきましたが、平成24年(2012年)5月に行った「人権に関する市民意識調査」によると、自分の人権が侵害されたと感じている人が多く、人権課題のすべてにおいてまだ差別や偏見があると多くの人が回答しています。

このことから、差別やいじめなどの人権侵害は依然として残っており、市民一人ひとりの 人権を大切にする意識の定着や、人権についての施策の充実など「人権が尊重されるまちづ くり」が求められています。

また、少子高齢化の一層の進行や社会経済情勢の急速な変化、情報技術の進展等により、新たに取組むべき人権課題が顕在化し、国・県において人権施策に関して新たな動きがあるなど人権をめぐる状況も変化しており、人権についての取組は一層その重要性が増しています。

そこで、あらゆる差別を解消し、市民の基本的人権が守られる社会を実現するため、学校、家庭、地域、企業・職場などにおける人権教育を展開し、様々な場や機会をとらえた啓発活動を関係機関、団体、組織等と連携して積極的に推進するため、上田市人権施策基本方針及び上田市人権同和教育の基本方針の見直しを行い、両方針を一本化して人権施策の全般にわたる基本的な考え方や方向性を示す「上田市人権施策基本方針(第一次改訂)」を策定しました。

2 基本方針の位置づけ

この基本方針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年) 並びに「上田市人権尊重のまちづくり条例」(平成19年)に基づいています。

また、第一次上田市総合計画及び上田市自治基本条例(平成23年)の趣旨との整合性を図っています。

- (1) 上田市における人権尊重のまちづくりに向けて、課題を明らかにしたうえで、上田市が取り組むべき人権施策の基本的な方針を示すものです。
- (2) 人権施策の基本的な方針を踏まえ、上田市が目指す主な方向や施策を明らかにすることにより、学校、家庭、地域、企業・職場などあらゆる場面における、行政、市民、関係機関、関係団体などの自主的かつ積極的な行動を促すためのものです。

3 人権をめぐる状況

(1) 世界の動き

20世紀において、人類社会に大きな惨禍をもたらした、二度にわたる世界大戦の反省から、昭和23年(1948年)12月10日、第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、世界に表明されました。

その中で、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを 承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」とし、また、「すべての人 間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理 性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と宣言し ています。

この、「世界人権宣言」の理念を実効あるものとするため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」等の人権関係諸条約が採択されるとともに、「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を定め、世界中にその普及と協調行動を提唱してきました。

国連は、「人権教育のための国連10年」に続く継続的な枠組として、平成16年(2004年)「人権教育のための世界プログラム」を採択し、平成17年(2005年)から平成21年(2009年)を第1段階として、世界の全ての国で、初等、中等教育段階で人権教育に焦点をあてることになりました。平成22年(2010年)から平成26年(2014年)を第2段階とし、高等教育とあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者への人権教育プログラムに焦点をあてることとなりました。

(2) 日本の動き

昭和22年(1997年) わが国は「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法を施行しました。

そして日本固有の人権問題である同和問題について、昭和36年(1961年)に「同和対策審議会」が設置され、昭和40年(1965年)に「同和問題の解決こそ国の責務である」と答申が出され、これを受けて昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が制定され、各種の特別対策を講じてきた結果、実態的差別は大きく改善され平成14年(2002年)に終了しました。

また、平成8年(1996年)に「人権擁護施策推進法」が制定され、人権教育及び啓発の推進と人権侵害被害者の救済に関する施策の推進を国の責務と定めました。そして、同法に基づき人権擁護推進審議会が設置され、平成11年(1999年)には、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」が答申されました。

また、平成12年(2000年)には、国や地方公共団体等の人権教育及び人権啓発に関する 責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年(2002年)には、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この基本計画は、平成23年(2011年)4月に一部変更されました。

(3) 長野県の動き

長野県では、平成11年(1999年)3月に「人権を尊重し差別のない明るい長野県づくり」を目標とした「人権教育のための国連10年長野県行動計画」を策定、平成15年(2003年)4月に、国の法律を受けて「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、平成22年(2010

年)2月に少子高齢化、国際化、情報化の進展など社会情勢の変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進するため、県人権政策審議会の答申に沿った「長野県人権政策推進基本方針」を策定しました。この基本方針は、長野県における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すもので、県では、基本理念に掲げる「人権が尊重される長野県づくり」に向け、各種人権施策を推進しています。

また、この基本方針を受けて、長野県教育委員会は、人権教育指導の手引きの改訂版である「人権教育推進プラン」を平成23年(2011年)3月に策定しました。

(4) 上田市の動き

平成18年度(2006年度)に設置された「上田市人権擁護審議会」の審議を経て、平成19年(2007年)4月に「上田市人権尊重のまちづくり条例」が制定され、この条例に基づき、平成20年(2008年)10月に「上田市人権施策基本方針」が策定されました。その後、平成21年(2009年)3月に教育委員会において、学校、家庭、地域、企業・職場などにおける人権同和教育と啓発を進めるため、「上田市人権同和教育の基本方針」が策定されました。

また、新しい上田市の行政と市民の目指す方向として、人権が尊重され、誰もが誇りを持ち能力を発揮できるまちづくりを築くため「優しい思いやりあふれる人権尊重都市宣言」を平成22年(2010年)2月25日に議決宣言を行いました。

基本方針の改訂に当たり、平成24年(2012年)に「人権に関する市民意識調査」を実施し、「上田市人権尊重のまちづくり審議会」の答申に基づき人権施策に関する総合的な方針の見直しを行いました。

第2章 基本理念

- 1 基本理念
- 2 概念図

第2章 基本理念

1 基本理念

上田市人権尊重のまちづくり条例の前文においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言がうたうこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法が保障する基本的人権と法の下の平等も、かかる原理に基づくものである」としています。

そして、上田市が目指す「人権尊重のまちづくり」として、上田市民憲章には「共に尊重 し合い 平和を愛し やさしさあふれるまち」と定め、また都市宣言では、人権が尊重され、 誰もが誇りを持ち能力を発揮できるまちを築くため、「優しい思いやりあふれる 人権尊重 都市」と宣言しています。

この考え方をもとに、人権施策の基本理念を次のように定めました。

「一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する」

この基本理念の実現に向けて、次の3つのまちづくりを目標とします。

- (1) 一人ひとりがかけがえのない命をもち、誰からも差別や偏見を受けることがなく、安心して暮らすことができるまち
- (2) それぞれの個性や能力等を尊重し合うとともに、その力を十分に発揮することができるまち
- (3) 社会生活における多様な文化や価値観を尊重し合い、共によりよく生きていくことのできるまち

人権施策基本方針

基本理念

一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する



施策の方向性

人権尊重の視点に立った行政の推進

人権意識高揚のための施策

人権擁護と救済のための施策

分野別施策の方向性

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害者
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 犯罪被害者等
- 8 インターネットによる人権侵害
- 9 さまざまな人権問題



推進体制

行政における推進体制

市民、団体、関係機関との連携

上田市人権尊重のまちづくり審議会

評価と見直し

第3章 人権施策の方向性

- 1 人権尊重の視点に立った行政の推進
- 2 人権意識高揚のための施策
 - (1) 人権教育・啓発の推進
 - (2) さまざまな場における人権教育の推進
- 3 人権擁護と救済のための施策

第3章 人権施策の方向性

上田市における人権施策は、<u>女性、子ども、高齢者などの各分野におけるそれぞれの計画に基づいて、相談、支援、救済などの事業を実施してきました。また、教育と啓発については、</u>同和問題を人権教育の中心に位置づけ、さまざまな人権課題に対応した取組を推進し、人権尊重の意識や態度を育む事業を継続的に実施してきました。

しかし、平成24年(2012年)に行った「人権に関する市民意識調査」によると、女性、高齢者、障害者、外国人などに対する差別や偏見のほか、部落差別など差別意識が残っている現実が明らかになっています。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現のためには、市民一人ひとりが、人権尊重 のまちづくりの担い手であることを認識し、傍観者ではなく推進者とならなければなりませ ん。

人権施策については、上田市人権尊重のまちづくり条例において、「あらゆる人権問題の解決に向けて、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発に関する事業をはじめ、市政のすべての分野において総合的かつ計画的な施策」(第4条)であると述べています。

これらを踏まえ、施策として「人権尊重の視点に立った行政の推進」、「人権意識高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」を基本施策に据えます。

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

市が行う全ての業務に人権尊重の視点を据え、市職員は人権行政の担い手であることを 自覚し、常に人権尊重の視点に立ち、制度や施策の企画、実行、検証、改善に当たります。 そのため、職員の人権意識を高める研修を継続的に実施します。

2 人権意識高揚のための施策

人権意識を高めるため、人権教育と人権啓発を推進します。

(1) 人権教育・啓発の推進

人権教育とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(資料)によると、「人権 尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、人権啓発とは、「国民の間に人権尊

重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」と定義されています。

人権教育と人権啓発により、市民の人権尊重の精神が態度面や行動面などにおいて、 日常的に発揮できるようにすることを目指します。

人権教育・啓発の方向性

国は、平成14年(2002年)3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」の中で人権教育・啓発の重要性を強調するとともに、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を行うことを明示しました。そして、この研究を行うため有識者による「人権教育の指導方法などに関する調査研究会議」[1]を設置し、「人権教育の指導方法の在り方」として3回にわたり提言を行いました。

この研究会議が提言した人権教育の基本的な在り方としては、人権や人権擁護に関する基本的で正確な知識を身につけること、そして、日常生活の中で人権上問題のあ

るような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を身につけることであるとしています。更に、人権教育を通じて育てたい資質や能力としては、この人権に関する知的理解と人権感覚により、自分の人権を守り他の人の人権を守ろうとする意識、意欲、態度であると述べています。

長野県教育委員会は、この考え方を踏まえて「人権教育推進プラン」を策定し、「人権に関する理解と認識の深化」、「互いに人権を尊重し合う『共に生きる心』の醸成」、「人権尊重社会を築く意欲と実践力の高揚」を基本方針に据えています。

上田市では、これらの方針に沿うとともに、本方針の基本理念を踏まえ、学校、家庭、地域、企業・職場などさまざまな場を通じて人権教育及び啓発を推進します。

さまざまな場における人権教育・啓発の推進

学校

学校、幼稚園・保育園などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の意識を高め、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心など豊かな人間性を培うことで、いじめなどあらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成を図ります。

幼児期は、命の大切さや豊かな心情を育む教育を行い、学齢期においては、発達 段階に応じて身近な事象と結び付け考えられる課題を設定し、意欲的かつ主体的に 解決する学習や、人権を尊重し合う人間関係を築くため、コミュニケーション能力 の育成や向上に**つながる教育を行います**。

これらの教育活動を行う教職員の人権感覚を磨き、指導者としての力量を高めるため、各小中学校単位で行う「学校人権同和教育研究事業」や中学校区単位で行う「中学校プロック教職員人権同和教育研修会」の充実を図ります。また、校種間の連携を図るため、幼稚園・保育園から大学まで参加する「学校等人権同和教育主任会」の充実を図ります。

家庭

家庭は、基本的な社会性を身につけるなど、子どもの人格形成や人権意識の形成 に大きな影響を与えます。家庭ではまず家族がお互いの人権を尊重し合える関係を 構築し、日ごろから意識して人権問題を話題として取り上げ話し合うことで、人権 に関する正しい理解と認識を共有していくことが必要です。

そのために、家庭と学校、幼稚園・保育園が常に良好な協力関係を構築し両者が協力し合う体制づくりや、地域及びPTAなどで行われる人権教育及び青少年教育により、家庭における人権意識の醸成に努めます。

地域

地域における人権教育は、住民が人権問題を正しく理解し、解決に向けた意欲と 実践力を育成することにあります。地域において、人権尊重の意識の醸成と、さま ざまな人権課題への理解と認識を深めるため、住民が主体的に取り組む学習機会の 設定や推進体制の整備、推進者の指導力の向上を図ります。

公民館が実施している自治会などへの人権同和教育事業においては、参加者の確保などの課題がありますが、呼びかけの工夫に加え、住民が関心を寄せる話題を取

り上げることで、より多くの参加を目指します。手法に関しては、参加体験型や小 グループによる話し合いなどを取り入れながら、参加者の雰囲気に柔軟に対応する とともに、身近で自分のこととして受け取れる話題を取り上げることにより、人権 意識を高め日常の行動につなげていきます。

企業・職場

企業は、社会の一員として地域への影響力があり、人権尊重や環境保全など社会 的貢献が求められています。従業員一人ひとりの人権が尊重される職場は、活性 化され働きやすい職場となり、業績の向上と企業の評価につながります。

企業・職場には、セクシュアル・ハラスメント[2]、パワー・ハラスメント[3]、 男女格差、障害者や外国人の雇用などさまざまな課題があり、人権尊重の視点に立った職場づくりや企業活動が望まれています。また、人権の尊重を組織の社会的責任の重要な項目として位置づけたISO26000[4]への取組も求められています。

企業は、人権尊重のまちづくりの担い手であることから、職場における主体的な 人権教育や研修が進むよう「上田市人権教育企業連絡会」と連携し、人権担当者に 対する研修や新入社員等の研修が積極的に取り組まれるよう支援します。

特定の職業に従事する者

特定の職業に従事する者とは、行政職員、教職員、消防職員、医療・保健関係者、 福祉関係者などで、いずれも人権に関わりの深い職業であることから、一人ひとり が人権について正しい理解と深い認識を持ち、職務遂行に当たっては人権への配慮 と誠実かつ公平であることが求められます。そのため人権尊重の視点に立った職務 が遂行されるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

特に、上田市の人権行政の担い手である市職員の研修の充実を図ります。

3 人権擁護と救済のための施策

(1) 相談・支援体制の充実

人権に関する問題は多様化しており、相談·支援体制の充実や相談窓口に関する情報提供が求められています。

人権相談に関しては、上田市の関係部署において個別に相談員を配置して相談業務を行っています。相談された人権問題が早期に解決が図られるよう法務局と人権擁護委員、警察署、消費生活センター、労働基準監督署などの各機関、また、NPO[5]など民間団体とも連携し、相談や支援が行えるよう体制の充実を図ります。

(2) 救済・保護体制の充実

人権が侵害された場合の被害者の救済と保護については、市民の人権意識の高まりとともに、その充実が求められています。

被害者の救済と保護については、国の関係機関(法務局、裁判所など)、県の関係機関(警察署含む)及び上田市の関係部署(福祉、保健、教育など)などさまざまな機関が行っています。人権に関する問題の解決に向け各機関と連携し、必要かつ的確な救済と保護ができるよう体制の充実を図ります。

(3) 情報提供の充実

人権に関する相談・支援窓口及び救済・保護に関する情報を全ての人が得られるよう、情報提供の充実を図ります。

第4章 分野別施策の方向性

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害者
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 犯罪被害者等
- 8 インターネットによる人権侵害
- 9 さまざまな人権問題

第4章 分野別施策の方向性

1 女性

(1) 現状と課題

人は誰でも、人として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。これは男性であろうと女性であろうと全ての人に与えられた権利です。しかし、長い間女性は男性より低い地位に置かれてきた歴史があります。日本での男女同権が進められたのは第二次世界大戦後で、以来半世紀以上がたち女性の地位はかなり向上しました。

「世界経済フォーラム」[6] の2012年版「男女格差報告」で、日本は調査対象となった135カ国中101位であり、2年連続して順位が低下しています。これは、女性議員が少なく、企業幹部も男性に占められているためと指摘されています。

また、さまざまな場面で女性であるがゆえに複合的に困難な状況に置かれている現実もあります。法制度上では女性の人権を守るさまざまな仕組がありますが、現実には女性に対する就業環境の不公平さ、家事や育児、介護の負担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)[7]の被害などさまざまな問題があります。この背景には、私たちの社会や日常生活の中に「男は仕事、女は家庭」や「育児や介護は女の仕事」など固定的な性別役割分担意識[8]が、根強く残っているからと言えます。

更なる男女平等を進め、女性に対する差別や偏見をなくしていくためにも、さまざまな課題の解決に向け、男女が対等のパートナーとして互いに知恵を出し合うとともに責任を担い合える社会の早期実現が必要です。

(2) 基本方針

「上田市男女共同参画条例」及び「上田市男女共同参画計画」などに基づき、女性への差別や偏見をなくし、互いの人権が尊重される男女平等社会を実現するために、男女が性別に関わりなく、一人の人間として個性と能力が発揮でき、ともに責任を担い合う社会を目指していきます。

(3) 施策の方向

偏見や差別意識の解消など啓発の推進

女性に対する偏見や差別意識を解消<u>と固定的性別役割分担意識の解消に向け、</u> さまざまな機会をとらえて啓発・教育活動を進めます。

政策や方針決定の場への女性の参画促進

<u>行政、企業、地域など</u>の<u>さまざまな</u>分野において女性が活躍できる場を広げ、 政策や方針などの意思決定の場への<u>女性の参画促進</u>に取り組みます。

政策や方針決定の場に参画するための女性の人材の育成や支援を行います。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

関係機関・団体などと連携し、啓発活動の推進や相談体制の充実、被害者の安全確保や保護救済体制の整備などの取組を推進します。

2 子ども

(1) 現状と課題

子どもも大人と同様に基本的人権を保障されています。更に、大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。

平成元年(1989年)国連は「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を採択し、日本も批准しています。 平成12年(2000年)に「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)が施行され、その後2回の改正が行われるなど法的整備も進んでいます。

<u>いじめや体罰、児童虐待[9]など</u>は、依然として大きな<u>社会問題</u>となっており、<u>子</u> どもの人権や生命までが守られない状況にあります。

いじめや不登校などで悩んでいる児童生徒の早期発見、早期対応に努め、児童生徒や保護者などが抱えるさまざまな悩みを解消するため、個々のケースに応じた対応が必要です。

また、最近は人間性や社会性を育む集団的体験や行動の減少、家庭や地域の教育力の低下、規範意識の希薄化など子どもの心身の成長に欠ける環境があり、家庭と地域の総合的な教育力を高めることが必要とされています。

<u>更に、女性の社会参加や経済的理由などから家事や育児と仕事の両立の負担、ま</u>た子育ての不安感の軽減のため子育てへの支援が求められています。

(2) 基本方針

「上田市次世代育成支援行動計画」、「上田市教育支援プラン」などに基づき、全ての子どもたちが自らをかけがえのない存在として実感できるとともに、相手を尊重し、 互いに支え合えるまちづくりを進め、心豊かな子どもを育てていく社会を目指します。

(3) 施策の方向

子どもの人権に関する教育の推進

<u>子どもが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるよう</u> 保育や教育を推進します。

子どもを虐待から守る取組の推進

関係機関・団体などとのネットワークを広げ、相談支援体制の充実を図ります。 子どもが被害者となる事件や事故を防止するため、関係機関・団体と協働し、 地域で子供の安全を守る取組を進めます。

いじめや不登校などへの相談支援の推進

いじめや不登校などの問題に悩む児童生徒の早期発見と早期対応に努めます。 いじめや不登校などの悩みを抱える児童生徒や保護者に対して、関係機関・団 体などが連携して、相談支援を行います。

相談窓口に関する情報について児童生徒や保護者に周知を図ります。

青少年健全育成の取組の推進

青少年の人権を守り、健全な育成を進めるため、地域や関係団体等と連携して 環境浄化や非行防止活動などを行います。

子育て支援の充実

多様な保育サービスの提供をはじめ、子育てに必要な支援情報の提供を行い、 安心して子育てができる環境づくりを進めます。

3 高齢者

(1) 現状と課題

上田市の高齢化率は、平成25年(2013年)1月1日現在、26.2%で、今後も更なる少子高齢化、人口減少が進み、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯、認知症の高齢者の増加も予想されています。高齢者に対する虐待は、その背景には認知症の問題があり、認知症に対する正しい知識の普及や地域全体で高齢者と家族を支える仕組づくりが求められています。

上田市では、平成18年(2006年)の「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の施行にともない、「高齢者虐待防止対応マニュアル」を策定し、高齢者虐待防止[10]に向けた施策を推進しています。また、平成24年(2012年)には、「第5期上田市高齢者福祉総合計画」を策定し、高齢社会をめぐる課題に対応した施策を推進しています。

認知症などで判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用支援などのために、平成24年(2012年)に設置された「上小圏域成年後見支援センター」[11]により、高齢者の権利擁護の促進と支援を進めています。

高齢者が年齢に関係なく意欲と能力に応じて働くことができる社会が求められていることから、高齢者の安定的な**雇用の場が求められています。**

また、高齢者が虐待、振り込め詐欺や悪徳商法の被害に巻き込まれるケースが後を 絶ちません。このようなことから高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられ る社会づくりが求められています。

(2) 基本方針

「上田市高齢者福祉総合計画」などに基づき、高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持ち、個人の尊厳が保たれ、それぞれが望む生活を可能な限り住み慣れた地域で継続できる社会を目指します。

(3) 施策の方向

高齢者の人権を尊重する意識啓発の推進

高齢者への尊敬や感謝の心を育むなど人権意識の啓発を行います。

高齢者が安心して生活できる環境づくりの推進

住み慣れた地域で安心して、生活できるよう<u>包括的ケア</u>が提供される環境づく りを推進します。

振り込め詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者への啓発や情報提供 を行います。

高齢者の社会参加や生きがいづくり活動の支援

地域活動などを通じて社会参加ができるよう、高齢者への生きがいづくり活動 を支援します。

経験や知識、技術を活かし、高齢者の意欲と能力に応じて就業できるよう支援 します。

高齢者の権利擁護の充実

認知症などにより判断能力が十分でない方の権利を守るため、関係機関と連携 し成年後見制度の普及と活用を促進します。

高齢者やその家族の相談体制の充実

高齢者やその家族が気軽に相談できる体制を充実します。

4 障害者

(1) 現状と課題

障害者を含む全ての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくために は、国や地方公共団体が障害者に対する各種施策を実施していくだけでなく、社会を 構成する全ての人々が障害者に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。

上田市では、平成23年(2011年)策定の「上田市障害者基本計画後期計画」と 平成24年(2012年)策定の「第3期上田市障害福祉計画」の中で、障害者福祉の 向上とサービス提供体制の確保など障害者施策の総合的な推進を図っています。

平成24年(2012年)10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、上田市でも「障害者虐待防止センター(虐待通報窓口)」を各地域自治センター及び障害者総合支援センターの5箇所に設置し、障害者の虐待防止に向けた施策を推進しています。

また、障害などにより判断能力が不十分になった方などの成年後見制度の利用支援などのために、「上小圏域成年後見支援センター」が設置され、障害者の権利擁護の促進と支援を進めています。

(2) 基本方針

「上田市障害者基本計画」などに基づき、障害のあるなしに関わらず互いに支え合い、ともに地域でいきいきと生活していくことができる「共生社会」[11] の構築を基本理念とし、障害者が住み慣れた地域で、その人格と個性が尊重され安心して自立した生活ができるように障害福祉サービスの提供と合わせ、差別や偏見など「心のバリア」のない社会を目指します。

(3) 施策の方向

障害者に対する理解の促進

地域社会の中で、障害者の人権尊重と権利擁護が図られるよう、障害や障害者に対する理解と認識を深めるための啓発を行います。

障害者の自立と社会参加の促進

○ 障害者の自立を図るために、障害福祉サービスや保健、医療、介護予防施策の 充実、包括的教育の確保と充実、及び雇用や就労支援などの促進に向けた取組 を推進します。

障害者との交流やコミュニケーション支援の充実、スポーツや芸術文化活動の 振興を通じて、障害者の社会参加を推進します。

障害者が安心して生活ができる地域づくりの推進

障害者が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、公共的建築物などのユニバーサルデザイン[12]の考え方を踏まえた地域の環境づくりを推進します。

障害者の権利擁護の充実

障害者の権利を守るため、関係機関と連携し成年後見制度の普及や活用を促進 します。

障害者やその家族の相談体制の充実

<u>障害者やその家族が住み慣れた地域で安心した生活ができるように、相談や支援を行います。</u>

5 同和問題

(1) 現状と課題

わが国の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられてきました。同和問題は、これらの人々が、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他日常生活のうえでいろいろな差別を受けるという、わが国固有の人権問題です。

昭和44年(1969年)に同和地区住民の社会的、経済的地位の向上を不当にはばむ 諸要因を解消するという目標をもった「同和対策事業特別措置法」が制定され、各種 の特別対策を講じてきた結果、上田市でも実態的な差別は大きく改善され、平成14 年(2002年)には特別対策が終了し、今後は一般対策で対応することになりました。

上田市での同和教育においては、保育園、小学校、中学校、高校、大学などや公民館における住民の学習、解放子ども会の活動、企業における同和教育の実践を進めてきました。また、人権啓発としては上田市人権啓発推進委員会による啓発活動を行っています。これらの取組により、心理的な差別についてもその解消が進んできました。平成24年(2012年)に行った「人権に関する市民意識調査」では、「同和問題について今も差別が残っている」と回答した人は、61.5%となっています。この問題の解決には、一人ひとりが同和問題について、一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことが必要です。

(2) 基本方針

「上田市人権施策基本方針」などに基づき、これまでに取り組んできた成果と課題を踏まえ、同和問題の解決はあらゆる人権問題の解決につながるという視点に立ち、 差別のない明るい社会を目指します。

(3) 施策の方向

同和教育の推進

学校教育では、児童生徒が同和問題をはじめ多様な人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、主体的に取り組もうとする態度や行動力を養います。また、授業研究や教職員研修などを通じ、学校間の連携を図ります。

地域や公民館、企業等においては、人権同和教育推進員、社会教育指導員、企業人権教育連絡会などを中心としてさまざまな同和教育を推進します。

啓発活動の推進

同和問題に対する正しい理解と知識を深めるため、上田市人権啓発推進委員会 や上田人権擁護委員協議会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、講演 会、研修会等の機会や広報誌、各種資料の提供を通して、啓発活動を推進しま す。

相談事業の推進

同和問題に関するさまざまな相談に適切に対応するとともに、同和地区関係者からの相談については、解放会館・解放センターや関係団体などによる相談活動を推進します。

差別事象への適切な対応

人権が侵害される差別事象が発生したときは、関係機関と連携して適切な対応 を行います。

6 外国人

(1) 現状と課題

上田市の外国人住民数は、平成24年11月末現在3,718人(2.3%)となっています。なお、平成24年(2012年)7月の外国人登録法の廃止とともに外国人も住民基本台帳に移行し、日本人と同様の基礎的行政サービスが受けられるようになりました。

最近の傾向としては、外国人の定住化が進んでおり、日常生活をしていくうえで、 教育、雇用や労働、健康保健や年金、医療や福祉などさまざまな面で課題が生じてい ます。

こうした状況を踏まえて、全ての人が国籍や民族、文化の違いを互いに認め合い、尊重し合って暮らすことのできる多文化共生社会[13]を実現できるよう、平成19年(2007年)に「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」を定めました。この指針に沿って、「上田市多文化共生推進協会(AMU)」[14]が設立され、同協会を核として、多文化共生のまちづくりに向けた取組を行っています。

(2) 基本方針

「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」などに基づき、外国人への必要な支援を行うとともに、国籍の異なる市民同士の交流を促進し相互の理解を深めることで、市民一人ひとりが、自分と異なる文化、宗教、生活習慣などの多様性に対し寛容な態度を持ち、これを尊重することができる社会を目指します。

(3) 施策の方向

多文化共生の地域づくり

地域住民と外国人との交流を通して、多文化共生についての理解を深めます。 外国人が地域へ溶け込めるような仕組づくりを進めます。

生活相談やコミュニケーションに関わる支援

外国人に対する多言語による相談体制の充実を図ります。

日本語を十分理解できない外国人向けに多言語での情報提供と日本語の習得支援を行います。

教育面での支援

外国人児童生徒に学習の機会を保障し、環境に適応して学校生活を送ることが できるよう支援の充実を図ります。

7 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

近年、さまざまな犯罪が後を絶たず、誰もが犯罪の被害者やその家族になる可能性があります。日本での犯罪被害者等への支援制度としては、昭和55年(1980年)の「犯罪被害者等給付金支給法」の制定にはじまり、平成16年(2004年)には「犯罪被害者等基本法」が成立し、犯罪被害者等に関する施策の基本理念が定められました。更に平成17年(2005年)には「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、犯罪被害者等の権利や利益を守るための取組が進められています。

犯罪被害者等は、犯罪という理不尽な行為により、身体やこころが傷つけられたり、家族のいのちを奪われたりするなどの直接的な被害を受けるだけでなく、被害後に生じる周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレス、医療費や転居などにともなう経済的な負担、捜査や裁判での精神的な負担など、事件に起因する精神的ショックや身体の不調など、いわゆる「二次被害」に苦しめられることもあります。

犯罪被害者等が地域社会の中で安心して暮らしていくためには、専門的な心のケア と適切な情報提供が必要であると同時に、市民一人ひとりが、犯罪被害者等のおかれ ている状況について正しく理解することが重要です。

(2) 基本方針

<u>「犯罪被害者等基本法」や「犯罪被害者等基本計画」などに基づき、</u>誰もが犯罪被害者等になる可能性があるとの認識のうえに立ち、犯罪被害者等を支え合うことができる社会を目指します。

(3) 施策の方向

犯罪被害者等に関する啓発の推進

犯罪被害者等の人権や支援策について、関係機関・団体と連携して啓発活動を 行います。

適時適切な犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等の状況に応じ、情報提供や精神的被害に対するカウンセリングなど、 関係機関・団体と連携し、適時適切な支援を行います。

8 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

情報発信技術の発展によりインターネットが急速に普及し、多くの人々が情報の収集や発信、コミュニケーションにおける利便性は大きく向上しました。

一方、発信者の匿名性も一つの要因となって、誹謗中傷や差別的書き込みなど、深刻な人権に関わる問題が発生しています。

このため、平成14年(2002年)「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ[15]責任制限法)」が施行され、これに関連して「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が策定され、重大な人権侵害で被害者自身が被害の回復を図ることが困難な場合に、法務省人権擁護局や全国の法務局がプロバイダなどに削除を依頼することができるようになりました。

高度情報化社会の中にあって利便性が向上する一方で、インターネットを利用するに当たっては、特性と影響を十分理解し、情報の収集や発信における利用者のモラルを高める必要があります。

また、小・中学生などの青少年のインターネット利用が年々増加し、誹謗中傷の書き込みやメールなど、青少年が加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況の中、平成21年(2009年)に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されインターネット関係事業者にフィルタリング[16]の提供を義務化するなどの対策がされています。

しかし、悪質な人権侵害が後を絶たないことから、利用者と保護者の人権啓発や相 談窓口など青少年のインターネット利用環境の向上が求められています。

(2) 施策の基本方針

「上田市情報化基本計画」などに基づき、インターネットを利用する一人ひとりが、 情報化社会がもたらす影響について十分理解し、情報の収集や発信における利用者の モラルを身につけ、インターネットによる人権侵害のない社会を目指します。

(3) 施策の方向

インターネット利用に関する教育や啓発の推進

インターネットの特性と影響を十分理解し、情報の収集や発信における利用者 のモラルを高める教育や啓発を行います。

相談体制の構築

インターネットによる人権侵害の相談に対応するため、関係機関と連携した相談体制を整えます。

9 さまざまな人権問題

(1) 現状と課題

今までに述べた人権問題のほかにも、次に掲げるようなさまざまな人権問題が存在します。

パワー・ハラスメント

職場内の労働問題であるばかりでなく、本人やその家族の生存権をも脅かす人権問題です。

北朝鮮当局による人権侵害

拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の侵害であり、国家間の重大な人権侵害です。拉致問題については、広範な世論の支持と理解が不可欠です。

HIV感染者やハンセン病患者など

H I V感染者・エイズ患者 [17] やハンセン病 [18]、難病の患者や感染者など<u>が、</u> 差別や偏見を受けることがないようにしなければなりません。

地域社会の慣行による人権

地域社会にはさまざまな慣行や因習がありますが、中には合理性が無く差別的な ものも見受けられます。また、他の地域からの転入者に対して、よそ者であるとい う差別意識も見受けられます。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が更正し、社会の一員として日常生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

性的指向・性同一性障害

人の性愛の対象は多様ですが、同性愛や両性愛の人々など性的指向[19]の人に対する偏見や差別は根強いものがあります。また、性同一性障害[20]の人に対する偏見や差別も見受けられます。

ホームレス

さまざまな事情から公園などで生活を余儀なくされる人々がいます。そして、偏 見や差別の対象となる場合があり、暴力事件なども発生しています。

アイヌの人々

アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重していくことが重要**です。**

ほかにも中国帰国者の人権や、人身取引[21]、東日本大震災に起因する人権問題などさまざまな人権問題が存在します。今後、これらに加え、新たに発生する人権問題にも意識や関心を高める必要があります。

(2) 施策の基本方針と方向

<u>さまざまな人権問題については、新たに発生する課題も含めて、人権侵害の状況を把握するなど人権に関する課題をしっかりと見据え、必要な啓発や相談・支援に取り組んでいきます。</u>

第5章 推進体制

- 1 行政における推進体制
- 2 上田市人権尊重のまちづくり審議会
- 3 市民、団体・関係機関との連携
- 4 評価と見直し

第5章 推進体制

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、上田市の人権施策を効果的に進める ため、市民との協働、関係機関・団体等との連携した取組みを進めます。

1 庁内における推進体制

人権施策を総合的に進めるため、「上田市人権施策推進庁内会議」により、関係部局 との連携を密にして施策の推進を図ります。

- 2 ト田市人権尊重のまちづくり審議会
 - 市民、関係団体の代表者及び識見を有する者により構成される「上田市人権尊重のまちづくり審議会」は、人権施策基本方針に関する事項及びその他の事項について審議するとともに、人権施策の実施状況に対して意見を述べます。
- 3 市民、団体、関係機関との連携
 - (1) 市民、団体などとの連携

人権が尊重されるまちの実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民との協働、 自治会などの市民団体や企業と連携して取組んでいく必要があります。 啓発など各種 事業においては、市民との協働、市民団体や企業との連携した取組を進めていきます。

(2) 関係機関との連携

国、県や人権に関わる機関やNPOなどと緊密な連携を図りながら、施策を推進します。

4 評価と見直し

<u>この基本方針を実効性のあるものにするために、関係部局が実施した人権施策について、上田市人権尊重のまちづくり審議会の意見を基に評価を行うとともに、社会情勢の変化などに応じて方針の見直しを行います。</u>

必要に応じて人権に関する実態調査等を行い、その結果を分析、研究し施策に反映させます。